

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年八月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

旧 新 別	旧 A	新 A	旧 B
区 間	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏五五番地 先まで		加須市下崎字鉾木三六〇番一 地先から 加須市下崎字鉾木三七五番二 地先まで
敷地の幅員 (メートル)	一一・九五〃 一五・七一	一三・七〇〃 一五・七一	九・〇〇〃 一六・〇〇
延 長 (メートル)	一一一・四二		七七・五〇
備 考			